

## □制限付き一般競争入札の実施について

NPO 法人子育て 110 番  
理事長 山本 岳

下記の通り、「NPO 法人子育て 110 番（仮称）実籾保育園新築工事」の入札を実施しますので、参加を希望する場合には、「一般競争入札参加資格審査申請書」に関係書類を添付のうえ、提出してください。

### 記

#### 1. 入札に関する事項

- (1) 工事名 NPO 法人子育て 110 番 （仮称）実籾保育園新築工事
- (2) 工事場所 千葉県習志野市実籾 5 丁目 1004 番 212、1004 番 274、1004 番 231 の一部、1004 番 275 の一部
- (3) 工事期限 着工 令和 2 年 9 月 29 日  
竣工引渡し 令和 3 年 2 月 15 日  
尚、竣工とは下記項目を確認し、引渡しを完了した時とする
  - ① 施主・監理者検査により指摘された箇所の是正
  - ② 各行政検査により指摘された箇所の是正及び、検査済証の取得
- (4) 工事概要・見積範囲
  - ・用途 保育園
  - ・構造 鉄骨造 地上 3 階建て
  - ・延べ床面積 約 3 7 0 m<sup>2</sup>
  - ・設計図書に記載する、全ての事項を完了するのに必要な全工事  
保育園の新築に伴う建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、昇降機設備工事、外構工事一式等
  - ・その他、植栽工事及びサイン工事を含む
- (5) 発注者 NPO 法人子育て 110 番 理事長 山本 岳

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札公告の日から開札の日までの間において、次の合のいずれかに該当する者は、当該入札に参加することが出来ない。

- 1) 手形交換所より取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は、入札日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしたもの
- 2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所の構成手続開始決定がされていない者
- 3) 民事法再生法（昭和11年法律第225号）による更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定がされていない者
- 4) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を受けている者又は、習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外措置を受けている者

(2) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である「株式会社アイデア建築設計事務所」と次の各号に掲げる一定の資本関係又は人的関係を有すると認められている者は、同一の入札に参加する事が出来ない。

1) 資本関係 次の(ア)(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施工規則第3条の規定に基づく子会社をいう。以下同じ。）

又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社という。」）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施工規則第3条の規定に基づく親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社の関係にある場合

2) 人的関係 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二社の場合。4ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3) 前2号と同様の状態であると認められる資本関係又は人的関係にある場合

### 3. 資格要件

- (1) 入札を実施するにあたり、次の各号に掲げる入札参加資格要件（以下「資格要件という。」）を定める。
- 1) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所等を千葉県内に有する者。
  - 2) 建築一式工事についての経営事項審査の総合評価値 1100 点以上である者。
  - 3) 入札対象工事に一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有した監理技術者を専任で配置することができる者であること。
  - 4) 過去 10 年度以内に同種工事（幼稚園、保育所または認定こども園）、かつ延べ床面積 350 m<sup>2</sup>以上の建築工事を鉄骨造で元請けにて施工した者であること。
  - 5) 建物主要な構造躯体部分、防水部分が 20 年以上の保証を行える者。

### 4. 資格確認の申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札公告に定めるところにより参加資格の確認申請をしなければならない。
- (2) 申請期間 令和 2 年 5 月 15 日（金）から令和 2 年 5 月 26 日（火）まで
- (3) 申請時間 10 時から 17 時まで
- (4) 申請場所 株式会社アイデア建築設計事務所  
〒272-0034 千葉県市川市市川 1-21-6 74 コクブビル 1B  
TEL : 047-711-0010
- (5) 申請方法 次の書類を申請期間内に持参のうえ提出する。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（指定した書式による）
  - イ 経営規模等評価結果通知書の写し
  - ウ 施工実績を称する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等）
  - エ 配置予定者の監理技術者資格証の写し
- (6) 提出書類の編さん方法
- ア ファイルは A4 サイズを使用し、表紙及び背表紙には会社名及び本工事名を記入する事。
  - イ 綴じ方は、(5) ア、イ、ウ、エの順に綴じること。
  - ウ 提出部類は 3 部。
- (7) 入札参加資格の有無
- ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和 2 年 5 月 28 日までに、その理由書を送付する。
  - イ 入札参加資格者が「有り」と確認された者には、次の通り「一般競争入札参加資格者証」並びに「設計図書」「委任状」及び「入札書」等を送付する。  
(ア) 期間 令和 2 年 5 月 28 日（木）郵送

### 5. 入札保証金に関する事項

なし

## 6. 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 花見川区役所 保健福祉センター 3階会議室  
〒262-8733  
千葉市花見川区瑞穂 1-1  
Tel. : 043-275-6111

- (2) 令和2年6月12日(金) 10時00分 即時開札

## 7. 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合は、Eメールにより提出すること。

この場合、必ず電話にて着信を確認すること。

ア 提出日 令和2年6月2日(火)

イ 時間 午前9時から午後4時まで

ウ 提出先 株式会社アイデア建築設計事務所 一級建築士事務所 担当：舘野宛

Eメールアドレス：tateno@ideasekkei.com

なお、質問に対する回答は、令和2年6月8日(月)にEメールにて回答する。

## 8. 入札について

- (1) 入札金額の記載方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

なお、落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (2) 入札に関する注意事項

ア 入札前に「一般競争入札参加資格者証」を提示すること。提示のない場合、入札に参加できないものとする。

イ 代理人又は復代理人により入札をする場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には、本人の記名とともに、代理人又は復代理人が記名、押印すること。なお、委任状は、代理人又は復代理人の印では修正できない。

ウ 入札に際し、落札者は工事内訳書を提出すること。内訳書の様式は、任意とし、細目までの金額を明示すること。

エ 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

オ 落札価格内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は1回限りとする。

キ 落札者となるべき同価の入札をした者2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

ク 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

- (3) 予定価格の設定：あり
- (4) 最低制限価格の設定：あり
- (5) 入札の無効
  - ア 参加資格を有しない者のした入札
  - イ 委任状を持参しない代理人又は復代理人のした入札
  - ウ 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札
  - エ 入札内容を表示せず、また、一定の金額をもって価格を表示していない入札
  - オ 入札金額を訂正した入札
  - カ 明らかに連合によると認められる入札
  - キ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2入札参加者の代理をした者の入札
  - ク 郵便、電報の及び電話による入札
  - ケ その他入札に関する条件に違反した入札

#### 9. 契約保証金に関する事項

- (1) 契約担当者は、契約の相手方に、遅滞なく契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
  - ア 契約の相手方が保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約の相手から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ウ 適正な参加資格を有する者で過去2年の間に区若しくは他の地方公共団体又は国と規模及び種類をほぼ同じく契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。
  - エ 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
  - オ 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
  - カ 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
  - キ 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結したとき。

#### 10. 契約の締結

(1) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

#### 11. その他

(1) 契約日 令和2年6月17日(予定)

(2) 契約は民間(旧四会)連合協定の工事請負契約約款等に拠るものとする。

(3) 契約書には、工事請負契約約款、内訳書、設計図書一式を添付する。

(4) 見積に要する費用はすべて見積者の負担とする。

(5) 支払条件

契約時、上棟時、竣工時にて支払いとする。

(6) 着工に際して、施主指定範囲による近隣挨拶を実施する事。